

## 研究ノート

## 研究ノート

## 足利将軍家の莊園制的基盤

## —「御料所」の再検討—

山田 徹

はじめに

足利将軍家は、室町時代最大級の莊園領主であつた——そのようにいわれたとき、即座に賛同する室町時代研究者はあまり多くないのが現状ではなかろうか。莊園制を基盤とする支配体制が構築されている中世社会では、政権を構成する勢力が最大の莊園領主というのもさほど不自然ではないし、最近では莊園制が室町時代へも再編されつつ存続している点が強調されている。とすれば、支配体制再編の核となつた足利将軍家について、先のような評価があつても不思議ではないのだが、必ずしもそうでないのは、将军権力の直轄領として注目してきた御料所をめぐる以下のようない研究史が、きわめて強い影響力をもち続けていたためである。

御料所研究の出発点として必ず触れねばならないのが、一九六三年の佐藤進一「室町幕府論」である。<sup>(3)</sup>当時支配的だった「守護大名の連合政権」という評価では説明しきれない、室町幕府の求心力の問題——すなわち將軍権力の問題を追究した佐藤は、守護に依拠しない要素を求めるなか、直轄軍奉公衆や直轄都市京都などとともに、直轄領として御料所に注目した。そして御料所が奉公衆に預けられ、その経済基盤として機能していたことなども指摘しながら、將軍権力を支える基礎の一つに位置づけたのである。

周知のように佐藤の議論は、幅広い史料収集をもとに大胆な枠組みを提示するもので、多くの研究に影響を与えた。ところが、この御料所に関してはその定義に曖昧さを残していたこともあり<sup>(4)</sup>、比較的早い段階で根本的な批判を受けることとなつた。

一九六五年、桑山浩然は「料所」「御料所」と史料上にあらわされるものに絞って検討を加え、その内容は多様で地域的にも散在

していること、幕府の安定した収益源にはなつていないこと、将军権力の地方への浸透のテコになつてゐるとも考えられないことなどを論じた。さらに他財源の検討も経たうえで、室町幕府財政を考えるには「国平均役・守護出錢・地頭御家人役など「將軍」守護、將軍——地頭御家人といふ主従関係から直轄領といったものを媒介としないでただちに出てくる経済的奉仕」や酒屋土倉役などのほうが重要と結論づけた。<sup>(5)</sup>桑山の議論を受け、そののち一〇年あまりのあいだに室町幕府財政史は大きく進展したが、御料所に関する議論は支配・經營に焦点をあてた森末由美子の検討があるのみで、その意義を低くみる桑山の評価は以後通説と化していった。<sup>(6)</sup>こうした状況をさらに確定的にしたのが、桑山論文から三二年後、一九九七年の田中淳子論文である。<sup>(7)</sup>事例を博搜した田中は、御料所の大半がそもそも一時的・暫定的なものであったと断じ、

そうしたなかで政所伊勢氏が管理・經營にあつたものは長期間継続していたことを論じて、両者を対比的に位置づけた。この田

中の議論は、伊勢氏関係の御料所を積極的に評価する点に特色があるが、御料所全体については桑山以来の消極的評価を踏襲しており、そうした意味では、桑山の提示した枠組みをより極端に描き出す側面をもっていた。田中論文に前後して九〇年代後半以降、室町幕府財政の研究は再び盛んになったが<sup>(8)</sup>、そのような諸研究でも御料所の位置づけは依然低く、桑山・田中によつて形成されたイメージは、基本的に継承されている。この間、地域史における検討や、足利将軍家近親に相伝される御料所についての検討も個別的にあり<sup>(9)</sup>、鎌倉幕府の関東御領との連続性を強調する議論も提出された<sup>(10)</sup>。そして田中自身も、義満・義教期には守護が関与する御料所も多かつた点など、御料所の再評価とかかわりうる重要な指摘をしている。にもかかわらずこうした点が反映されなかつたのは、在地領主や守護たちによる地域支配の進展を高く評価する見方が根強く、また闕所地処分の権能さえ守護に掌握されたとされ、幕府による闕所の実効性にも漠然と疑問がもたれてきたためなのであろう。

しかし桑山・田中の議論には、疑問を感じる部分もある。とりわけ田中は、伊勢氏が関与するもの以外に長期間継続する御料所がないかのような論じ方をしているが、著名な河内国十七ヶ所の事例ひとつをとつてみても、それは極端に過ぎる評価といわざるをえない。

また、筆者は以前、応永一九年（一四二二）から翌二〇年にかけて越中・備前面で東寺造営料の棟別錢が徴収された際の史料について検討し、比較的広大・高収入と思われる莊郷が中央の有

力者の所領として検出されることを示したが、そうしたなかには史料上「御料所」と呼ばれている室町殿近親の所領も含まれていた<sup>(12)</sup>。通説と異なるイメージを示すこの事例をふまえて桑山・田中の議論をみなおしてみると、それらが情報の多い義政期以降――いうまでもなく室町幕府権力が（たびたび再建の努力をみせながらも、長期的には）衰退していく過程である――を中心にイメージを描いていること、御料所研究が幕府財政論という枠組みのなかで進んできたために、室町殿近親の御料所の位置づけが十分におこなわれてこなかつたことなどに、改めて気づかされるところである。もちろん、室町殿近親の所領の位置づけを考えるには、そもそも「御料所」と呼ばれる所領はどういうものであったのか、という本質的な問題につき、改めて考えなおす必要がある。また、義満・義教期という室町幕府最盛期の検討に取り組むためには、室町殿の権力や支配体制が南北朝期に成立してゆく過程との関係をみすえる必要がある。これらはともに一筋縄ではいかない難しい問題であり、そのほか触れるべき論点もきわめて多い。

そのため本稿では、以上のような問題意識に立ち、御料所について再検討をおこなう。まずは語義の問題を意識しながら御料所の成立期につき検討を加え、ついで問題となつている室町殿近親の所領についてその位置づけを見極める。こうした作業をふまえたうえで、いくつかの点を確認しつつ、御料所の再評価が可能かどうかについて、考えてみることとした。それによつて、足利將軍家の莊園領主的な側面にも相応の評価を与え、室町時代の支配体制のなかに同家を位置づけるための糸口を獲得できればと考

## 研究ノート

## 三四(一四六)

えている。

## 第一章 「料所」から「御料所」へ

## 一 「御料所」以前

## 南北朝期の「料所」――

「料所」とは、本来「○○料所」というかたちで財源を何の用途に充てるのかを示す場合に使用されることばで（「料」は「うのため」という意）、要は収入の使い道と密接に関連した用語である。必ずしも狭義の所領・土地に限つて使用されるものではないが、

検出数としてはそうした事例が圧倒的に多く、ほとんどの場合「○○料所」は「○○のための所領（土地）」と解して問題ない。

御祈料所・御供料所・燈油料所・造営料所・菩提料所などから具体的な仏神事の名を含むものまで、とくに寺社関係で数多く検出されるが、鎌倉幕府においても六波羅料所<sup>(14)</sup>や御物（奉行）料所<sup>(15)</sup>、篭屋料所<sup>(16)</sup>などを確認できる。こうした種々の「料所」の中には、知行者がある用途のために年貢を進上するケースもあれば、知行者が年貢を消費しつつ目的を達するケースもあり、預地や直轄領というニュアンスは、本来語義として第一に想起されるものではない。しかし、何らかの用途のための進上を義務づけられているような預地に対して使われうる用語だったのは事実であり、預地や直轄領という意味合いにつながる要素があつたこと自体は否めない。

後年の御料所につながる起点となるのは、室町幕府成立当初からみられる「政所料所」「御廐料所」など、中央に所在する幕府

諸組織の「料所」である。「当御代建武之初、被闕所被成御廐料所、村上河内・粟飯原下總守等相続知行訖」とみえ、幕府開創の建武期に御廐料所とされたという山城国植松荘が早い部類に属する。

また、【史料1】は山城国紀伊郡散在田畠に關するものだが、これによると同所は、明年一作に限り料所として斎藤辰一丸に預けられ、いずれかへの年貢進上が求められている。

【史料1】<sup>(19)</sup>

## (1)

山城國紀伊郡散在田畠賀來法眼事。為料所明年壹作所預置斎藤辰一丸也。早市新右衛門尉相共、可被沙汰付下地之状、依仰執達如件。

貞和四年十二月十八日 武藏守在判

小串下野権守殿

## (2)

山城國紀伊郡散在田畠賀來法眼事。為料所明年壹作所預置也。早致所務、可被執進年貢之状、依仰執達如件。

貞和四年十二月十八日 武藏守在判

斎藤辰一丸殿

ここでいう「料所」とは、年貢に関する記載から何らかの幕府組織の「料所」と判断されるが、このように何のための「料所」か、表記上明記されない場合があることがわかるだろう。同様の事例は、ほかにも確認できる。以上のように、南北朝期のあいだ、「政所料所」「御廐料所」「料所」などと史料上にあらわれる事例

を示したのが【表1】である。よく知られるように、これらは「預置」という表現であらわされており、幕府機関への用途進上に加え、預地である点を特徴として共有している。

南北朝期の幕府直轄領については、近年提出された吉田賢司の議論がある。<sup>(21)</sup> 吉田は、室町幕府成立後の建武四年（一三三七）頃より政所への年貢送進が各地の関東御領や元弘以後新恩地（鎌倉幕府滅亡以後、尊氏が配下の武士に配分してきた恩領）に命じられていくことに注目し、こうした「関東御領型の直轄領」<sup>(22)</sup> の年貢が御家人役とともに觀応の擾乱以前の幕府財政の基盤だったとみなした。また、所職を預け置いて「政所料所」とする事例が觀応の擾乱以後、各地で検出されるようになる点にも着目し、戦乱により旧来の直轄領が機能しなくなつたことを受けた、幕府の試行錯誤の一環にこれを位置づけている。この吉田説との関係でいえば、擾乱以前に「料所」が確認できる点を強調すべきであろうが、その段階で吉田のいう「関東御領型の直轄領」をしのぐ比重をもつていたとも断言できない。そのため、「料所」の本格的な展開を擾乱以後とする吉田の理解にひとまず従つておくこととした。<sup>(23)</sup>

觀応の擾乱以後さらに広範に検出されるこうした所領については、次のような点が注目される。【表1】では料所を預けられている人々（預人）について傍線で示したが、擾乱以降にみいだせるのは、この段階や後年に在京する直臣として検出できるような一族の人物である。一般に奉公衆と呼ばれている人々が多いが、遠江守護今川氏の一族が預かる例もあり【表1】<sup>(10)</sup>、そうした動きは必ずしも守護層を排除していない。筆者は以前、在京直臣

集団の基本的な部分が南北朝後期を通じて成立してゆくことを論じたが、まさにかかる動きと連動し、そうした人々に預けるかたちで料所は形成されていたのである。

従来の御料所研究では、主に一五世紀半ば以降の事例をもとに、「不知行地を取り戻したり、知行を全うせんとした」（桑山一〇三頁）と、他者による侵害に対応するために自領を御料所化するような、いわば受動的な側面のほうが強調されてきた感がある。しかし当該期では、預人が他者の所領を奪うようなかたちで「料所」化がなされ、そのことが「掠縫」として糾弾されている事例も多く、この点は当該期に顕著な特徴といえよう。たしかに当該期には短期間で料所でなくなつてしまふ事例も多く、多少の無理を顧みずに「料所」化を推進する側面が幕府や預人にあつたこと、その一方で諸方への所領配分が間に合っていない状況であったことなどが推測されるところである。しかしここでは、こうした所領の設定が新たな支配体制構築へ向かう動きの一環としてあらわれていたことについて、強調しておくことにしたい。

## 二 室町期的な「御料所」へ

このように、南北朝期には「政所料所」「御廐料所」「料所」などという呼称が多かつたが、義満が権力を確立していく南北朝末期には変化がみられる。「政所料所」「御廐料所」などといった、具体的な幕府機関名を冠した表現が激減し、至徳元年（一三八四）に蒲生儀俄跡を避渡した本庄氏の避状に「御料所近江国蒲生儀俄跡」（傍線筆者【表1】<sup>(23)</sup>）とあるように、また越前国志比荘が延文年中に「御廐料所」とされたことについて、同荘地頭の波多野

15	能登国土田上村内〈長木工左衛門入道珠阿跡〉	貞治2年(1363)7月以前に「政所方料所」とされるも、このとき停止(「得田文書」)。
16	山城国久世上下荘地頭職	貞治2年(1363)8月以前に「政所料所」とされるも、このとき停止(「東寺百合文書」せ函足22号)。
17	備中国浅井郷内〈畠山丹波守跡〉	貞治4年(1365)7月、「料所」として曾我氏に預け置かれる(『細川家文書 中世編』23号)。
18	摂津国多田院(多田莊)	貞治4年(1365)10月以降のいずれかの段階で「政所料所」とされたようだが(『太平記』巻第39)、貞治5年8月には佐々木導誉へ返付された(「佐々木文書」)。 ※貞治4年10月段階では導誉の知行にあったことについては「多田神社文書」を参照。
19	山城国下久世庄内小坂以下八名	応安5年(1372)に闕所化され、「政所料所」として布施昌椿が拝領するも、康暦2年(1380)7月に停止(「東寺百合文書」ナ函17・19)。
20	近江国蒲生郡内尊勝寺下保竹久〈葛岡四郎兵衛尉・山中兵庫允等跡〉	康暦元年(1379)4月、儀俄五郎に「料所」として預け置かれる(『水口市史』「蒲生文書」47号)。
21	三河国田奈江郷并塚島極樂寺以下〈設楽与一跡〉地頭職	康暦2年(1380)11月、飯尾道勝に「料所」として預け置かれる(『愛知県史』379号)。
22	遠江国大峰・平山・犬居村地頭職	康暦2年(1380)12月、横地長連が「料所」として拝領したが、永徳2年8月に停止(『静岡県史』1044号)。
23	近江国蒲生儀俄等跡	至徳元年(1384)8月以前に「御料所」とされ、本庄氏が知行していたが、このとき本主へ下地を渡付(『水口市史』「蒲生文書」49号)。
24	安芸国三津荘地頭職	至徳元年(1384)11月、小早川竹原仲義へひとまず「料所分」として預置(『小早川家文書』70号)。
25	安芸国久芳郷半分	至徳元年(1384)12月、小早川小泉駿河五郎へ「料所」として預置(『小早川家文書』「小早川家証文」537号)。
26	豊前国苅田荘地頭職	至徳2年(1385)6月、田原氏能の由緒地である旨、申請があったため、ひとまず「料所」として預け置く(『南北朝遺文 九州編』5910・5911号)。なお、同所は至徳4年3月までのあいだに、正式に同人へと宛がわれている(同6004号)。
27	飛驒国岡本上下保	康応元年(1389)6月以前に「料所」とされ、山科教遠に預けられていたが、このときに「料所之号」を止められている(『岐阜県史』「内閣文庫所蔵文書 山科家古文書」14号)。
28	駿河国益頭荘	嘉慶元～明徳3年(1387～92)頃に比定される今川泰範書状のなかに、同荘を「御料所」とする記載あり。同荘は摂津氏の旧領だが、同氏が預かったものか(『静岡県史』1138号)。

預人につき、\_\_\_\_\_で記した。

地方機関のための「料所」や、預人が収入を消費するかたちで目的にあたる「料所」(兵糧料所など)と確実にわかる場合は除いた。

【表1】南北朝期における「政所料所」「御厩料所」「料所」などの所見

No	所領名	所見の概要
1	山城国植松荘	建武年中に開田出羽前司跡の闕所として「御厩料所」とされ、 <u>村上河内・粟飯原下総守ら</u> が知行する（「植松方重書案」）。うち、 <u>松尾社</u> が知行を主張する八条唐橋等田地拾町については貞和5年（1349）8月に「料所」を止められ、同社に返付された（「東寺百合文書」ニ函18-6,7号）。なお觀応3年（1352）4月、同荘のうち東荘は東寺へと寄進されている（「東寺文書」六芸之部樂乙7-2号）。
2	山城国東西九条	康永3年（1344）9月の段階で、 <u>須賀清秀</u> が同所を「御料所」として奉行しており、下司の補任をおこなっている（「東寺百合文書」ミ函87-22号）。なお同所については、觀応2年（1351）に日野僧正の祈禱料所とされており（同ミ函87-5号）、最終的には東寺へと寄進された（「東寺文書」六芸之部12-5号）。
3	紀伊国和佐荘内南村地頭山東助次郎範家跡	康永4年（1345）8月、「料所」として小倉十郎に預け置く（『和歌山県史』「歓喜寺文書」101号）。
4	肥前国高来東郷加津佐村半分	貞和2年（1346）6月、「料所」として開田佐渡二郎に預け置く（『南北朝遺文 九州編』2209号）。
5	周防国与田保〈武者六郎入道跡〉	貞和4年（1348）3月以前、「料所」として曾我師助に預ける（『南北朝遺文 中国四国編』1625号）。
6	山城国紀伊郡散在田	貞和4年（1348）12月、 <u>斎藤辰一丸</u> が「料所」として預けられ、年貢の進上を命じられている（「東寺百合文書」ル函25号）。
7	山城国東市町	尊氏・直義政権時に粟飯原殿が「錦小路殿御台料所」として、文和2年（1353）には海老名信濃守が「御所御マヤ料所」として知行していた。その後延文2年以降は足利氏の料所ではなくなっている（「宝鏡寺文書」）。
8	摂津国野藏荘	三宝院賢俊失脚以後、闕所とされ「政所料所」とされる（『醍醐寺文書』425・477号）。
9	加賀国額田・八田両荘	延文2年（1357）2月以前に「料所」とされるも、このとき中院家へ返付される（「森六蔵氏所蔵文書」・「中院文書」）。なお、料所停止の文書には政所執事と思われる佐々木導誉も署判しており、同所は政所料所であったと考えられる。
10	遠江国相良荘地頭職〈安芸守成藤跡〉	延文4年（1359）8月以前に「料所」として <u>今川直氏</u> が預かり、公用を進上していたというが、このとき細川頼和に付すよう、裁定がなされる（『静岡県史』395号）。
11	近江国速水南郷	延文6年（1361）8月に「贊殿料所」とみえる。郷内水無久二分方を願成寺へ寄附したという観応2年にはすでに料所化していたものか（「東浅井郡誌」「集古文書所収文書」）。
12	越前国志比荘領家職	延文年中に「御厩料所」とされ、海老名備中入道に預けられた旨、至徳2年（1385）6月に記された波多野通郷陳状に記される（「東寺百合文書」さ函57号）。
13	若狭国名田荘内田村・下村并別納	康安2年（1362）9月以前に「政所料所」とされるも、このとき停止（「徳禅寺文書」京大影写本）。
14	尾張国海東郡内庶子分〈除軍忠仁知行分〉	貞治2年（1363）4月、「政所方料所」として <u>土岐頼高</u> へ預け置く（「土岐文書」）、ただし翌3年10月には天竜寺へ打渡すよう幕府より命じられる（「天竜寺重書案文」）。

## 研究ノート

三八(一四五〇)

通郷が至徳二年（一二八五）に「延文以来被成置御料所」（同、【表】<sup>12</sup>）と表現しているように、「御料所」という表現が一般化していくのである。

この現象については、幕府に先んじて「禁裏（御）料所」「仙洞（御）料所」という表現が貞治・応安頃に確立していること、遅れて女院や將軍家の近親たちにも「御料所」という用語が使用されるようになってゆくことなどを考慮すると<sup>27</sup>、貴人の所領について「（〇〇）御料所」という呼称が定着する一般的な流れのなかに位置づけるべきで、義満の身分上昇とも密接に関係した変化と考えられる。ただ、それだけでは「政所料所」などのように具体的な幕府組織名を冠した表現が減少する点を説明できていな。この点について、何らかの説明を加えることは可能であろうか。

従来この時期については、政所の変質についていくつかの指摘がある<sup>28</sup>。森末由美子は、南北朝後期に將軍直轄の機関となつた政所のもとで、室町中期以降へ連続する御料所が形成されたと推測している。五味文彦は、奉公衆編成過程のなかで康暦の政変を重視しつつ、康暦元年（一二七九）に伊勢氏が政所執事となつたことに着目し、これに御料所管理体制の整備という評価を与えている。また家永遵嗣は、康暦（永徳頃）に殿上人が「室町殿家司」として編成されることを明らかにし、そうした動きを、五味のいうような幕府政所の機構改革の一要素と位置づけている。

以上のような研究では、政所が権力的確立を果たしつつある足利將軍家を支えうるものとして、新たな執事伊勢氏のもとで整

備・確立されていく、という文脈が強調されている。たしかに後年みいだせる政所所轄の御料所はこの時期以前に遡らず、伊勢氏の執事就任以降に集積される側面が強いこと自体は認めるべきであろう。しかし、「政所料所」という表現が激減し、「御料所」という漠然とした呼称が圧倒していくことを考えるにあたり、筆者は、家永により示唆される別の側面に注目すべきと考えている。すなわち、室町殿の活動が旧来幕府政所がカバーしてきた範囲を超えてゆき、幕府政所に属さない人々がその家政に関与するようになる、という側面である。

たとえば至徳三年（一二八六）、義満が北野社の神輿造替・廻廊修理に援助をおこなつた際、その料足の同社への進上が「具足奉行」豊原英秋からおこなわれていることなどは注目される。豊原氏とは平安時代以来続く楽人の家柄で、尊氏が笙を重視して龍秋に師事して以降、足利將軍家との関係を深めた一族であり、ここにみえる英秋も義満の師として重用された人物である。要は、旧來的な政所関係者といえないような人物が、義満の財務管理にかかわっていたのである。山門系の土倉が公方御倉に組み込まれてゆくことが従来も指摘されてきたが<sup>30</sup>、そうしたものも含めた構造的変化への動きを、〈將軍（義満）のための所領〉というニュアンスをもつ「御料所」へと呼称が変化してゆく背景に、みておいたほうがよいであろう。

こののちほどなくして、さらに注目すべき変化がみられる。次の史料をみてみよう。

【史料<sup>233</sup>】

(1)

遠江国柴のみの、<sup>(美濃入道)</sup>入たう所々の所りやうの事。料所として御ちきやう候へく候。

九月十七日  
(応永六年)

(足利義滿)  
(花押)

遠江国柴村、東手山香内宇奈村、石野郷、貫名郷内平六名、浅羽莊地頭職等事。早任御書之旨、可被沙汰付御料所御代官之由、所被仰下也。仍執達如件。

応永六年九月十八日

沙弥(富山基國)  
(花押)

今川伊予入道殿

(3)

遠江国西手山香内裏鹿村、豊永御厨内々野郷、小松郷、祝田郷等事。早任御書之旨、可被沙汰付御料所御代官之由、所被仰下也。仍執達如件。

応永六年九月十八日

沙弥(富山基國)  
(花押)

今川右衛門佐入道殿

(1) は宛所を欠くが、湯之上隆が論じるように、義満が遠江国柴美濃入道跡の所々を側室寧福院殿へ与えた文書であり、(2) (3)<sup>(34)</sup>はそれを翌日付で半国守護の管轄地域ごとに施行したものである。注目したいのは、この所々が寧福院殿へ付されているにもかかわらず、施行状のなかではたんに「御料所御代官」へ沙汰し付けるように、と表現されていることである。室町殿近親の所領を「御料所」とする表現がこの前後からみえてくる点は先述したが、ここでは文面上この所々が寧福院殿の御料所であることは

わからず、室町殿自身の費用を賄うための御料所と区別できないのである。かかる曖昧さはこの事例にとどまるものではなく、このことは以後の時期における御料所概念の難しさを示唆するところである。次章ではこの、室町期の御料所とは何か、という点について改めて考えるため、位置づけが問題となる室町殿近親の所領について、詳しくみていくことにしたい。

## 第二章 室町殿近親の御料所

### 一 室町殿近親の所領と「御料所」概念

室町殿近親の所領で「御料所」と呼ばれている例がみえるのは、室町殿の妻妾と息女の所領、そして僧侶ではない俗人男子の所領である。

最も著名なのが、義満息女の聖久（寧福院殿源春子腹で日野康子・崇賢門院の猶子）以来、室町殿息女が代々入室した比丘尼御所、大慈院南御所（本稿では、史料上の表記に従い「南御所」で統一する）の所領で、「宝鏡寺文書」に美作国小吉野莊・備前国香登莊・摂津国上津畠、讃岐国南条山、河内国十七ヶ所年貢、近江国林寺（駒）関・美濃国衙・備前国衙・白布棚公事などを検出できる。<sup>(35)</sup> 同じく関連史料の多さが際立つのが、ともに「小河殿」と呼ばれた洪恩院殿紀良子（義満・満詮母）・養德院殿足利満詮（義満弟）関係の所領で、門跡に入室した人物へ譲与されたものを中心に多数検出される（良子から仁和寺法尊（義満男）へ相伝・越中国阿奴莊、満詮から実相院義運（満詮男。初名増詮）へ相伝・越中国万見保地頭職・丹後国賀悦莊・山城国枇杷莊・遠江国苦野郷・相模国白根四ヶ村・宇治町

## 研究ノート

四〇(一三五)

別所、同じく三宝院義賢・地蔵院持円（ともに満詮男）に半分ずつ相伝.. 尾張国枳豆志荘、女子を経て養徳院領へ寄進・近江国西今村、相伝関係不明・丹波国山内荘など<sup>(36)</sup>。このほか、義満愛妾の西御所（高橋殿・北野殿）も、断片的な情報ながら尾張国額石保・坂田・讚岐局・蜂須賀跡・位田保・千竈本郷・有安名（有安散在）・馬場散在・塩津散在、備前国馬矢荘・新堤保・宮保・長田荘などを領していたことが確認される<sup>(37)</sup>。こうした諸人のもの以外にも、藤原慶子領の尾張國於田江荘、下っては義教室三条尹子領の越中国富山柳町なども検出でき、徵証は多数に及ぶといつてよい。門跡寺院へ入室した人物に相伝されると「御料所」と呼ばれなくなる点には注意が必要だが、満詮の子息や法尊へ配分されたものも、良子・満詮の生前はその御料所であった。応永の段階でこういった所領が多数確認できるようになっている点について、まずは評価しておかねばなるまい。

「はじめに」でも触れた応永二〇年（一四一三）の棟別錢徵収の事例では「除三社領・御料所等」のことが越中守護代遊佐家長によって命じられ、下って長禄二年（一四五八）「相国・等持院・等持寺領」が御料所に準じて守護段錢を免除されている。これらを考慮すると、「御料所」が三社領と並び、種々の国役を優先的に免除されるような所領だったことは疑いない。また、越中国の事例では、結果的に棟別錢徵収がおこなわれなかつた所領のリスト（以下、「越中國棟別免除在所注文」と記す）のなかに、紀良子の「御料所」も含まれていた。その点を考慮するならば、優先的に諸役が免除されていた「御料所」というカテゴリーは、このよう

に近親に付されたものも含めた、いわば足利将軍家関係の所領を総称するものとみなすのが自然<sup>(41)</sup>で、誰の御料所か曖昧な状態でも問題の生じている気配がない点も、そのように考えれば理解できる<sup>(42)</sup>。室町期の御料所について、従来は南北朝期の「政所料所」からの延長線上に論じられてきたが、単純にそうとはいえず、「足利將軍家のための所領」といったものへと、概念上拡大している点が重要なのである（なお、「足利將軍家」という語は、こうした近親たちを包含する意で用いている）。鎌倉時代からの連続・非連続を考える場合の難しさも、以上に述べてきたような用語上・概念上のずれによるところが大きく、この点は明確に意識しておく必要がある。

続いて問題となるのが、御料所を知行する近親側と、室町殿との関係であろう。まずは南御所領に関する、次の四通の御内書をみておこう。

【史料<sup>(43)</sup>】

(1)

美作国小よし野庄・備前国かゝとの庄・摂津国上津畠・備前国等持寺領<sup>(44)</sup>が御料所に準じて守護段錢を免除されている。これらを考慮すると、「御料所」が三社領と並び、種々の国役を優先的に免除されるような所領だったことは疑いない。また、越中国の

十一月十二日

(足利義教  
花押)

南御所

備前国か・みのゝ国か・さぬきの国南条山のちとう職・白布棚公事・尊勝寺・十七ヶ所の内御知行ふんの事。御当知行にまか

せて相違あるへからす候也。あなかしく。

三月十八日

(足利義教  
公家様)  
(花押)

南御所

(3)

備前国か・みのゝ国か・さぬきの国南条山のちとう職・白布棚  
公事・尊勝寺・十七ヶ所の内御知行ふん・摂津国かう<sup>(上津畠)</sup>つはた・  
美作国小よしのゝ庄半分の事。御当知行にまかせて相違あるへ

からす候也。あなかしく。

四月十三日

(足利義政  
武家様)  
(花押)

南御所

(4)

備前国かゝとの庄・摂津国上津畠・備前国か・みのゝ国か・近  
江国駒関・さぬきの国南条山ちとう職・白布棚公事・尊勝寺・  
十七ヶ所の内御知行ふん・美作国小よし野庄半分の事。任御當  
知行、相違あるへからす候也。

四月廿三日

(足利義政  
公家様)  
(花押)

南御所

このうち、(1) (2) が義教、(3) (4) が義政の御内書だが、  
(1) (3) が武家様、(2) (4) が公家様と、花押が異なる。義  
教・義政とも、当初は武家様の花押を使用し、内大臣任官後に花  
押を公家様へ改めたことが知られるため、年次にもかかわらずこ  
の四通の時系列は (1) → (2) → (3) → (4) とわかる。  
【表2】に示すように、これらの安堵の内容は異なっており、注  
目される。

(1) は、花押より永享元々二年（一四二九～三一）間のものと  
みられる。したがってこの安堵の受給者は、義満息女で同五年  
(一四三三) 閏七月に没した聖久と考えて相違ない。聖久没時に作  
成された「南御所御料所注文」にみえる十七ヶ所内知行分を確認  
できない点が気にかかるが、南御所は年貢の配分を受けるのみで  
あつたと思われ、そこにみえないのはこのためだつたのではないか  
ろうか。

(2) は、同じく花押から永享五々嘉吉元年（一四三二～四一）  
に絞られる。(1) に比して二ヶ所が減少しているが、これらは  
先述の「南御所御料所注文」には含まれており、聖久没時には確  
実に南御所御料所であった。したがつてこれらはそのうちに南御  
所御料所から外されたとみなすべきで、(2) の年次も永享六年  
(一四三四) 以降と考えるべきだろう。聖久没後の南御所としては  
永享一〇年（一四三八）に義持息女が確認される。<sup>(46)</sup> 義教は異母妹  
の没後を姪が継いだ際、御料所を自己のもとへ回収したものと考  
えられる。南御所の手を離れた三ヶ所のうち、備前国香登莊は義  
教正室尹子の実家正親町三条家の手にわたり、三分一が相國寺普  
度院（義教の菩提所）、三分一が紹宏院（尹子父正親町三条公雅の菩提  
所）の所領とされたことが知られ、同じく美作国小吉野莊は以後  
の状況から考えて北野万部経会料所とされた可能性が高い。摂津  
国上津畠は、義教の代のうちに南御所へ返付された。<sup>(48)</sup>

(3) は、義政が花押を公家様へと改めた長禄二年（一四五八）  
を下限とする。上限については、義政の武家様花押の御判始が文  
安六年（一四四九）であるにもかかわらず、享徳三年（一四五四）

【表2】南御所御料所に関する安堵内容の変遷

	所領名	(1)	(2)	(3)	(4)	相伝経路	年貢	代官
1	美作国小吉野荘	○		半分	半分	足利義満	700貫	三上美濃入道
2	備前国香登荘	○			○	足利義満	420貫	三上美濃入道
3	摂津国上津畠	○			○	足利義満	200貫	三上美濃入道
4	讃岐国南条山地頭職	○	○	○	○	寧福院	200貫	管領(細川持之)
5	河内国十七箇所内知行分		○	○	○	北山院 (日野康子)	979貫	畠山殿(畠山満家)
6	近江国林寺関(駒関)	○			○	崇賢門院	60貫	
7	美濃国衙	○	○	○	○	崇賢門院	315貫	日野殿・正実房・守護方・安禅寺殿
8	備前国衙	○	○	○	○	—	—	—
9	白布棚公事	○	○	○	○	—	—	—
10	尊勝寺	○	○	○	○	—	—	—

相伝経路・年貢・代官については、「南御所御料所注文」に示された永享5年段階の情報を示している。

なお、同注文は後次であるため、8~10については相伝経路以下の情報は不明である。

まで義政の花押を据えた発給文書が確認できること、翌康正元年(一四五五)までは幕府の重要な事項が管領下知状によって決裁されていたことなどを考慮すると、その頃まで下るはずである。<sup>49)</sup> 内容面で義教の時代と比べると、いつたん南御所領から外された美作国小吉野

莊が半分だけ戻されている。この時期の南御所としては、義満息女の宗山聖紹が享徳二年(一四五三)七月二六日に没し<sup>50)</sup>、その跡は義教・日野重子の息女で義政の同母妹にあたる人物が継承したことか知られており<sup>51)</sup>、重子が義政の意向によって、小吉野莊を南御所領へ戻す措置がとられたと考えられる。

(4)は、長禄二年以降のもの。内容面では、さらに備前国香登荘も戻されていることがわかる。この御内書自体は応仁の乱以後のものである可能性をも想定しておくべきだが<sup>52)</sup>、香登荘返付が寛正三年(一四六二)四月である点は別に確認できる。<sup>53)</sup> 尹子亡き後(尹子没は宝徳元年(一四四九))、寛正二、三年頃に正親町三条実雅から所領が没収されたことが知られ<sup>54)</sup>、まさに南御所への返付もその措置と密接に関係していたのであろう。ここで返付を受けた南御所は、先述の義政同母妹である。義教の時代に勢威を誇った正親町三条家の犠牲のうえに、義政に近しい親族の御料所が増強されたのである。

以上により、南御所御料所がいつたん減少し、そののち段階的に復旧していることをみてとれるが、一方でその相伝が、ときの室町殿との関係に大きく左右されている点も理解されよう。この点は、御料所を相伝する近親と室町殿との関係を考えるうえできわめて興味深い事実であり、後にまた触ることとしたい。

## 二「小河殿御料所」

近親の所領について、もう一例みておこう。所々の門跡へ入室した人物へ配分された、足利満詮関係の所領である。先述したように、門跡へ入室した息男の所領は、「御料所」とは呼ばれなく

なるが、御料所としての性格はまったく失われてしまったのだろうか。また、こうした所領から逆に御料所としての性格を、照射できないものだろうか。

まず取り上げたいのは、満詮から子息三宝院（当初は宝池院）義賢・地蔵院持円両人に折半されるかたちで相伝された尾張国枳豆志莊に関する、次の史料である。

【史料<sup>(55)</sup>】

一 岩堀三郎左衛門入道妙玄申地<sub>持田</sub>藏院門跡領尾張国枳豆志莊  
西方内垂水・桧原両郷事。

彼輩知行分、帶洪恩院殿并養德院殿御充状、各領知無相違之處、限妙玄知行分、地蔵院殿有御勘落之旨、妙玄歎申者也。

雖然、於地蔵院御相伝之地者、止給人知行、一円可有御領知

之由、被定置歟。養德院殿御譲等事、可尋申三宝院由、被仰出訖。無御譲状等之由、被申御返事訖。地蔵院殿雜掌申詞同前也。將又自余之輩、彼御恩地如元令知行哉否、被尋申妙雲院并御比丘尼様・実相院等之處、各御知行内諸給人領知、敢以無相違之旨、載御文、被申御返事也。此上者、如元可被返付妙玄之由、度々被仰出、被召下渡状也。

永享四年六月廿日

左衛門尉秀藤  
大和守貞連

ここには、同莊内の垂水・桧原両村を知行する岩堀妙玄の訴えを受けた幕府の対応と判断が示されており、以下の事情が判明する。岩堀は紀良子・足利滿詮から両村を宛てがわれ知行してきたが、地蔵院持円により没収されたため、幕府へ出訴した。それを

受けて幕府は、岩堀のことき給人の知行を停止するよう満詮が定め置いていた可能性を顧慮し、三宝院へと確認した。この段階で三宝院満済は健在で（永享七年六月一三日没）義賢は三宝院を繼承していないが、実質的には義賢への問い合わせだろう。ところが、満詮から兩人への譲与には譲状がなく、給人停止の根拠となる情報は確認できなかった。そのため幕府は、同様の事案への対応につき、その他の満詮親族——妙雲院（満詮室妙雲院殿善室）・御比丘尼様（満詮息女文渓聖詮）・実相院義連らへ尋ねた。<sup>(56)</sup>すると各人とも、知行内にある給人の領地をあえて没収することはないとの返事であった。これを受けて幕府は、両村を岩堀へ返付するようたびたび地蔵院に命じて渡状を出させ、それを岩堀へ下したのである。

ここにみえる岩堀氏とは、鎌倉期以来の足利家領、三河国額田郡の岩堀を名字の地とし、一五世紀後半の番帳類にもみえる家である。御末衆として検出されることから、將軍家の直臣たちのなかでは小身の部類に属すると考えられる。良子・満詮の宛状を帶びているという記述から、良子・満詮が同莊を所領としていたことがわかり、また岩堀がその頃から足利將軍家の人々に直接奉公していたことが推測される。そして「限妙玄知行分」勘落されたという表現より、同莊内に岩堀と同じような人々の所領が存在したことは確実で、幕府と満詮親族とのやりとりから、彼らの領内にもそうした所領を含むのが一般的だった点をみてとれる。<sup>(58)</sup>おそらくこの点は、御料所一般にもある程度敷衍可能なのであろう。<sup>(59)</sup>

注目される。実相院義運から次代門主への相伝に際し、「自養徳院・妙雲院為門跡興隆被寄進」所々について「往代門跡知行」とは別に目録が作成されているが、そこでも「於彼譲与之儀者、不及讓狀之条、自余之門跡并寺々所領ニ其類可在」と記されており、

この点は事実のようである。おそらく、そもそも満詮は、兄から付された自身の御料所について——事実上子女たちに分配してはいても——正式に自己の都合で処分可能だとは考えていなかつたのである<sup>61</sup>。現に、後年のことだが、將軍家繼嗣として寛正六年（一四六五）に還俗・元服した足利義視に対し、「小河殿御料所」が付されたことが知られる<sup>62</sup>。このとき満詮遺領が実際にどれほど義視へ付されたのかは不明だが、室町殿が近親の御料所相伝に介入しうるのは、やはり南御所の御料所に限られるものではなかつたと考えるほうがよさそうである<sup>63</sup>。

もちろん、前節の南御所の事例からすれば、所領の付け替えや再配分がおこなわれる場合、それは近親側の死没と代替わりを主要な契機としており、室町殿がいつでも介入可能とまではいえないようであり、そうであるとすれば室町殿にも、先代の関係者の生存中は自由にできる御料所が必ずしも多くなく、そうした人々が次第に没していくなか、進止可能な御料所がようやく増加してゆく、という面があつたことになる。しかしそれでも、こうした近親の所領が相伝により無秩序に拡散していくのではなく、室町殿の意向を反映する余地が残されていた点について、改めて強調しておくべきであろう。室町期の御料所を理解するには、こうした性格をもつ近親の所領をも視野に入れておく必要があるのである。

## 第二章 御料所の再定位

### 一 義満～義教期の御料所をめぐる諸論点

以上、一章を割いて近親に付与された御料所について述べてきたが、義満～義教期の御料所について旧説を相対化しつつ理解していくこうとする場合、さらにいくつかの個別的な問題に触れておく必要がある。三点にわたり、言及を加えておきたい。

第一は、かつて田中淳子も指摘していた点だが、守護（やその関係者）に預けられた御料所が存在した、ということである。そうしたあり方は、田中の挙げた『満済准后日記』にみえる諸事例以外にも確認でき、一般的なことだったと考えるべきだろう。田中は、將軍権力の基盤として長期的に継続する——戦国期にも機能し続ける——ものを評価する方向へ論を進めるため、簡単な指摘にとどめているが、御料所とは將軍直轄軍たる奉公衆に預けられるものである、とする佐藤進一説の影響力が甚大で、事例を位置づける際に、守護やその関係者に御料所が預けられている、といふ解釈の選択肢が考慮されてこなかつたことを考えると、この指摘は軽視できないところである。

たとえば、棚橋光男は、讃岐国仁尾浦代官香西豊前守の解任を願う、嘉吉二年（一四四二）の同浦神人申状三通（同浦の賀茂神社に残された写）を紹介したが、その際、申状中に「御料所」としてみえる同浦について、同國守護被官の香西氏が関与していることを根拠に將軍家の御料所でないと断じ、守護細川氏の御料所と結論している<sup>64</sup>。しかし棚橋の挙げる神人申状をみていくと、神人

たちが「代々公方様 御判」を獲得していた点が強調され、また「向 公方様申更々無緩怠之儀候」とも記されていて、「公方様」が強く意識された文面になっている。同所が「公方様」、すなわち室町殿の御料所であることは疑いない。このように、守護に預けられた御料所があつたことを念頭に置くだけで、新たに足利将军家の御料所をみいだすことができる可能性はあるのである。<sup>(66)</sup>

そもそも「花當三代記」<sup>(67)</sup>の応永二〇～三〇年代の記事などをみると、室町殿への奉仕は大名層とその子弟を中心にして伊勢一族などを含む構成になっており、他方で嫡男や御台などへの奉仕はより軽輩の在京直臣たちが中心となっている。その点を考慮すると、室町殿の御料所はむしろ大名たちが中心となつてゐるが、彼らにとっても御料所代官となるメリットは大きかったと考へるのが自然ですらある。たとえば畠山満家は義教嗣立後に河内国十七ヶ所について由緒を申し入れ、代官になつてゐるが、彼らにとって御料所代官となるメリットは大きかったのであろう。<sup>(68)</sup>直轄軍たる奉公衆への預置を強調してきた旧説とは異なる意味合いで、御料所は大名層の室町殿への依存を構造化する回路として作用しており、義満・義教期の室町幕府にとつても重要な要だつたと考えられる。

第二に触れたいのが、こうした御料所群が形成されてゆく過程を、どのように理解すればよいのか、そして何らかの画期として強調すべき時期や、契機として強調すべき要因があるのか、という点である。

まず強調すべきと考えるのは、所見が増加することについて前章でも触れた、明徳から応永初年にかけての時期である。たとえ

ば越中国阿奴莊は「明徳年中」まで、出雲国朝山郷は「応永元年まで」それぞれ旧主が知行していたことが示されており、この時期に御料所化したことが明示されている。<sup>(70)</sup>そのほか、前章でみた近親の所領についても義満から付与されたことがわかる事例やそのように推定される事例がたしかに多く、義満の時代に多くの御料所があつたこと自体は間違いない。そしてこの頃から検出されるような御料所には、比較的長期にわたる継続が想定されるものが、数多く含まれるものも事実である。

朝山莊の事例にある応永元年（一三九四）とは、明徳の乱の追討により守護京極高詮が入部したと思われる時期（明徳二、四年（一三九二、九三）頃<sup>(71)</sup>）の直後で、追討後の戦後処理が図られてゆくなかでの御料所設定だったことが推察される。また、応永初年に尾張の国衛領に一門の御料所が確認できるが、それも明徳元年（一三九〇）春の土岐康行討伐とその前後の糾余曲折に、深く関連しているとみなすのが自然だろう。この時期に討伐された土岐・山名・大内氏一門の守護分国が多数に及んでいたことは周知のとおりで、そういうたたかいで御料所が飛躍的に増加した側面がまずは強調されるところである。ただ、実際には越中のよう追討を受けていない地域でも国人領の闕所化による御料所設定が確認でき、しかもそれは実効性をもちえていたようである。

先に、南北朝期に「政所料所」「御廐料所」「料所」として検出される事例の大半が一時的なものである点を確認し、多少の無理を顧みずに「料所」化を推進するような側面や、諸方への所領配分が間に合っていない状況があつたことを推測した。それとのか

かわりでいえば、義満の権力確立の結果として御料所の安定化と量的拡大がもたらされたことはやはり重要で、この点については素直に評価しておく必要があろう。先に概念上の変化について述べてきたが、それはこうした飛躍とも同時並行的に進展しつつあつたものなのである。ただ、当然ながらこれ以前に形成された御料所から継承された側面についても、完全に捨象すべきではなく、在京直臣たちによる御料所設定への動きという点では連続する要素も大きい。御料所群が形成されていく過程は、このような連続と飛躍の両側面から説明するのが最も妥当なところであろう。

第三は、遠隔地に所在する御料所について。以前筆者は、在京勢力の所領支配の進展が限定的だった遠隔地について、遠国地域や中間地域という用語を使って論じたが、そのような中央の直接的影響が相対的に希薄な地域にも、御料所はある程度検出できる。

とりわけ注目したいのは、鎌倉府管下にあった所領である。義

教の足利将軍家継承により鎌倉府と京都の緊張が高まった時期、下野国足利荘をはじめとする「京都御料所」の押領が問題となつたが、かかる所領がこの少し前まで機能していた点については、ある程度評価しておくべきである。<sup>(75)</sup> 具体的には、足利荘や常陸國中郡荘などをはじめ、いくつかの断片的な情報を確認できるが、それらをみると、鎌倉府や、京都扶持衆と呼ばれる室町幕府と関係深い諸勢力に依拠しつつ、年貢送進がおこなわれていたようである。

鎌倉府の管轄外でも、応永に入る頃から「御料所」や「御料国」（その国の守護職を御料所化したもの）の検出例が増える。応永

七年（一四〇〇）には日向国が料国化されて今川法世に預けられ、<sup>(76)</sup> 応永九年（一四〇二）五月には信濃国も料国化され、代官として奉行人二名が派遣された。<sup>(80)</sup> この頃安芸国も、御料国として山名時熙へ預け下されたといふ。<sup>(81)</sup> 応永十三年（一四〇六）には姉小路一門の飛驒国古川荘が御料所化されて、守護京極高光が奉行するこになつたといい、下つて応永三〇年前後には石見吉見氏本領の石見国吉賀郡が御料所とされていた。<sup>(83)</sup> 永享元年（一四二九）の大内盛見下向時には、筑前国が御料国とされて預けられている。<sup>(84)</sup> これらの措置には一時的なものも多かつたが、そもそも一般の寺社本所レベルでは遠隔地所領の経営がかなり難しかったことを考慮すると、かかる遠隔地に御料所を設定し、それがある程度機能している点に、当該期の荘園領主のなかにおける足利将軍家の卓越性を読み取ることができるだろう。

## 二 御料所の経済規模

以上のように、義教期までの御料所については評価を改めるべき部分が多いが、最終的に問題とすべきはその経済規模だろう。桑山浩然は、嘉吉元年（一四四二）一二月に將軍周辺で二三〇貫余が消費されたこと、本来この費用は土倉役で賄われていたが、嘉吉徳政令により土倉役が失墜したため酒屋役が充てられたことなどを挙げつつ、「二<sup>(マ)</sup>〇〇貫といえばけつして少ない額ではない」「將軍の生活に直接響く」と述べており、將軍周辺にとつてこの二三〇貫という数字が大きなかつたと理解しているようである。また桑山は、冒頭にも述べたように、御料所の経済的価値へも高い評価を与えていない。たしかに、伊勢氏被官の蜷川親元が関係

した御料所の年貢額について、文正元年（一四六六）に提出された注進状では、丹波国桐野・河内が一四〇貫・一七九石、山城国稻八妻荘が一四〇石、備中国小坂部郷が二〇〇貫、若狭国木津荘が四四石・一〇貫、同国富田荘が三二五石・一七貫と記されており、しかも「御免物」（蜷川氏の得分）や「国下行」などにより現実の進納額はさらに少なかつた。『蜷川家文書』に情報の多いこういった諸所領を典型例とみなすのであれば、低評価に落ち着くのも理解できなくはない。

しかし、そうした見方は、御料所からの収入と足利将軍家周辺の消費を、軽く見過ぎている。<sup>(87)</sup> 応永二二年（一四五）頃一時的に御料所となつた（同二五年に北野社へと寄進）河内国八ヶ所は「京着三千石」の地とされており、応永三二年（一四二五）に伊勢神宮関係者へと配分された伊勢国香取荘も、収入は三〇〇〇貫とされている。<sup>(89)</sup>

加えて、足利将軍家の御料所として最も有名な河内国十七ヶ所は、戦国期に入つても年貢請額が「千石」（永正一〇年（一五一三））、「二千斛」（大永五年（一五二五））とされるような所領だつた。<sup>(90)</sup> 戦国期には年貢減少が一般的であることを考えると、元来は隣接する八ヶ所と同様、数千貫（もしくは數千石）に及んでいたと考えるのが自然である。たとえば寛正一年（一四六二）に正盛都聞が同所の代官となつた際、次のような記事がある。

### 【史料5】<sup>(91)</sup>

正盛都聞所預置之河内十七箇所御年貢御月充并南御所御年貢可致沙汰之、以飯尾左衛門大夫被仰出。仍命之。以百五十貫文、

可進納之由、白之。以飯左披露之。

これだけをみると、十七ヶ所の年間請負額が一五〇貫に過ぎないようみえる。しかし、先述の諸点を考慮するとその程度とは考えられず、この一五〇貫という数字は、月ごとに幕府への納入が義務づけられた「御月充」の額だろう。近い時期の類例をみると、応永一八年（一四二二）の美作国小吉野荘に関する請文では年貢総額一〇〇〇貫で月充額五〇貫（すなわち一二ヶ月で六〇〇貫）、嘉吉元年（一四四一）の遠江国浅羽荘に関する請文では年貢総額八〇〇貫で月充額三〇貫（同じく三六〇貫）ということで、月充分の合計は年貢額全体の半分前後だったようである。月充一五〇貫なら年間の月充額は一八〇〇貫となり、全体では三二四〇〇〇貫ほどの収入が見込まれることとなるが、それは先の想定とも矛盾せず、同所が十分すぎる富をもたらす所領であったことは間違いかろう。<sup>(94)</sup>

伊勢氏の管轄下にあつた所領のなかでも、北野万部経会料所とされていた尾張国山田荘は応仁の乱後でも八〇〇貫が執沙汰されていたといふ。<sup>(95)</sup> 一時東寺に寄進され、明徳二年（一三九一）に伊勢氏管轄とされた三河国山中郷の年貢は、本来南方三一〇貫余、北方三二〇貫余とされていた。<sup>(96)</sup> また、前章で触れた越中国阿奴莊についても、元来は七八〇貫の在所だったとされる。<sup>(97)</sup> 西御所と一体となつた坪和氏が後藤氏から奪うかたちで御料所化し、代官として請け負つていた美作国真島荘も「京着八百石在所」であつた。<sup>(98)</sup> 南御所領については前掲【表2】で示したとおりであるし、その姉妹今御所の所領だった遠江国浅羽荘も、嘉吉元年段階で八〇〇

## 研究ノート

## 四八(六六〇)

貫での請切とされている。<sup>(99)</sup>山名氏が請け負っていた備後国矢野荘も永享五年（一四三三）に五壇法の供料三〇〇貫の送進が命じられているし、<sup>(100)</sup>嘉吉二年（一四五三）頃から検出される越中国富山柳町も三〇〇貫の請額であつた。<sup>(101)</sup>ここに記す以外にも、公田数が一六三町余に及ぶ丹後国賀悦荘など<sup>(102)</sup>広大な領域をもつと思しき所領は多く、数百貫（もしくは数百石）程度の収入をもたらす所領はさらに含まれていたと考えざるをえまい。

このように数千貫に及ぶ所領を核にしつつ、数百貫規模の所領が多数存在するような状態だとすると、全体では少なく見積もつても一万貫をゆうに超えるはずである。多数の御料所が新たに形成されたと思しき義満の時期や、河内国八ヶ所・伊勢国香取荘など三〇〇〇貫の所領をやすやすと寄進してしまう義持の時期などは、それ以上の収入を念頭に置くことすら可能かもしれない。一般の莊園領主の所領としては、一ヶ所から數十貫<sup>(103)</sup>百数十貫程度の収入があれば十分に多いほうで、収入総額が全体で数千貫に及ぶような莊園領主も限られているため、その違いは歴然としたものといわねばなるまい。

もちろんこうした収入額について、無条件に高く評価することには慎重になるべきである。<sup>(104)</sup>たとえば、かかる所領群とともに将军家の日常的財源を支え、同じく「御料所」と呼ばれるとともに将軍の土倉酒屋役についていえば、明徳四年（一三九三）に「政所方年中要脚」として六〇〇〇貫が定められ、土倉・酒屋はそれ以外の「寺社并公方臨時課役」を免除されたが、<sup>(105)</sup>結局永享二年（一四三〇）までのあいだに、義持正室日野栄子への進上八〇〇〇貫が

別途恒常化されていた。<sup>(106)</sup>たとえ所領からの収入額が先述のような水準にあったとしても、都市的な収入である土倉酒屋役の比重は決して少ないとはいえない。その点はやはり室町期の特徴なのである。しかし、それにしても従来の研究が、かかる御料所の問題を軽視してきたのは、まぎれもない事実である。足利將軍家がこうした莊園制的所領を重要な経済基盤の一つとしていた点について、改めて強調しておくことにしたい。

## むすびにかえて

將軍権力の直轄領として注目してきた御料所については、義政期以降が主な検討対象とされつつ、奉公衆に預け置かれる点が強調され、また幕府政所の直接管理にあたるものを中心にイメージが描かれてきた。そのような偏りの結果、御料所は財政的收入の面も含むさまざまな点で、積極的な評価を与えるのは難しいとされてきた。

しかし、室町期に「御料所」と呼ばれて優先的に諸役を免除されていたのは必ずしもそうした所領のみではなく、そこには足利將軍家の近親に付与されていた所領も含まれていた。また、奉公衆のみならず、守護やその関係者に預けられるケースもあり、室町幕府の最盛期である義満・義教期を考える場合は、政所関係のもののみを取り出して評価を下してしまうことには、大きな問題があつたのである。そういうものも視野に入れつつ、義満・義教期における御料所の諸事例をみなおしていくと、大規模・高収入な所領が従来思われてきたりも多く含まれていることがわか

り、その収入も軽視できない規模に及ぶと推算された。地域における御料所の存在感についても、改めて評価しなおす必要がある。また、このような莊園所領からの収入の規模の大きさは、御料所が遠隔地にも所在していた点とともに、莊園領主のなかにおける足利將軍家の卓越性を示すものといえる。以上を考慮すると、やはり御料所そのものや足利將軍家の莊園領主的側面について、旧説ほどの低い評価を与え、軽視してしまってはいけないのである。

むろん、諸人に付与（譲与・宛行）されたり、寺院に寄進されたりして、集積された御料所群が拡散していく側面がなかったわけではない。しかし、いったん一門に付与された御料所を室町殿やその周辺の人々が何らかのかたちで回収するような動きや、新たに御料所を設定するような動き<sup>(1)</sup>がみられたのも事実であった。また本稿では詳しく触れなかつたが、御料所が寺院へ寄進されるケースでは菩提寺関係のものがめだち、これは当主や近親たちの追善供養という、足利將軍家と密接不可分な機能を果たす所領として位置づけられたものと評価できる。こうした要素をも視野に入れたうえで総体的に考へるのであれば、足利將軍家は室町時代最大級の莊園領主であった——そのようにみなすこと、十分に可能ではなかろうか。

以上の議論は、当然ながら、かかる御料所群がつねに有効に機能していたことを主張するものではない。從来も意識されてきたように、代官の違乱により機能しない部分もあつたはずで、嘉吉の乱、応仁・文明の乱……と室町幕府が衰退するにしたがい、そ

うした部分が大きくなることも容易に想定される。しかし、そのようななか、本論中でも触れた「小河殿御料所」の足利義視への付与や、「永享年中御料所」が文明「四年（一四八二）」に「御山莊料所」（東山山莊造営の料所）とされた措置などのように、それを復興し、利用しようとする動きがみられるのも事実であった。幕府が衰亡しても、その所領がかつて御料所だったという歴史性は、簡単にぬぐい去られてしまうとは限らなかつたようであり、その点もまた、軽視すべきではないのである。

註(1) 中世前期において天皇家や摂関家が最大級の莊園領主であった点は、莊園制成立の事情を考えると間違いない。また、多くの関東御領を扼する鎌倉幕府を最大級の莊園領主の一つとする見方も十分に可能だろう。

(2) 井原今朝男「室町期東国本所領莊園の成立過程」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四、二〇〇三年）、伊藤俊一「室町期莊園制の研究」（搞書房、二〇一〇年）など。

(3) 佐藤進一「室町幕府論」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六三年）。

(4) 「半濟分にせよ、兵糧料所にせよ、闕所にせよ、『預置』文言をもつて將軍が給与する所領はすべて將軍の直轄領と見てよい」と述べているが、定義としてかなり曖昧である。

(5) 桑山浩然「室町幕府経済の構造」（『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九六五年）。以下、桑山説を引用する場合は、とくにことわらない限り同論文による。なお、同論文の桑山の議論は「徳政令と室町幕府財政」・「室町幕府草創期における所領」・

## 研究ノート

## 五〇(六二)

「納錢方・公方御倉の機能と成立」（前掲桑山著書、初出一九六一・六三・六四年）などに基づいたものである。

- (6) 桑山自身の「室町幕府政所の構成と機能」（註（5）桑山著書、初出一九六七年）のほか、百瀬今朝雄「段錢考」（『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘文館、一九六七年）、田沼睦「公田段錢と守護領国」・「室町幕府と守護領国」・「室町幕府・守護・国人」・「室町幕府財政の一断面」（『中世後期社会と公田体制』岩田書院、二〇〇七年、初出一九六五・七〇・七六・七七年）、森末由美子「室町幕府御料所に関する一考察」（『史艸』一二、一九七一年）、市原陽子「室町時代の段錢について（1）・（2）」（『歴史学研究』四〇四・四〇五、ともに一九七四年）、今谷明「東班衆の世界」（『戦国期の室町幕府』講談社、二〇〇六年、初出一九七五年）・「室町幕府の財政と莊園政策」（『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年）、小林保夫「室町幕府における段錢制度の確立」（『日本史研究』一六七、一九七六年）、寺島雅子「蔭涼軒御倉について」（『中央大学大学院研究年報』七、一九七七年）、馬田綾子「洛中の土地支配と地口錢」（『史林』六〇一四、一九七七年）、下坂守「中世土倉論」（『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年、初出一九七八年）。なお、このうち田沼は明徳の乱や応永の乱などでの料所増加を推測しており注目されるが（田沼前掲著書一五六頁）、そうした見方が受け継がれない点に以後の研究史の特徴がある。
- (7) 田中淳子「室町幕府御料所の構造とその展開」（『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、一九九七年）。以下、田中説を引用する場合は、とくにことわらない限り同論文による。
- (8) 叙述の中心が戦国期にあるものを除いても、以下のように多数の研究が提出されている。桜井英治「折紙錢と十五世紀の贈与経済」（『二重大学教育学部研究紀要』三四（人文科学）、一九八三年）、『富

（中世人の生活世界』山川出版社、一九九六年）・「日本中世の贈与について」（『思想』八八七、一九九八年）・「室町人の精神」（講談社、二〇〇一年）・「御物の経済」（『国立歴史民俗博物館研究報告』九〇三年）・「足利義満と中世の経済」（『ZEAMI』四、二〇〇七年）・『贈与の歴史学』（中央公論新社、二〇一一年）、橋本雄「遣明船と遣朝鮮船の經營構造」（『遙かなる中世』一七、一九九八年）・「遣明船の派遣契機」（『日本史研究』四七九、二〇〇一年）・「朝鮮国王使と室町幕府」（『中華幻想』勉誠出版、二〇一一年、初出一〇〇五年）・「対明・対朝鮮貿易と室町幕府・守護体制」（『日本の対外関係』倭寇と「日本国王」吉川弘文館、二〇一〇年）、田中浩司「年中行事からみた室町幕府の経済について」（『中央史学』二一、一九九八年）、山家浩樹「太良荘に賦課された室町幕府地頭御家人役」（『東寺文書にある中世社会』東京堂出版、一九九九年）、早島大祐「足利義政親政期の財政再建」・「中世後期社会の展開と首都」（『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九九・二〇〇三年）・『室町幕府論』（講談社、二〇一〇年）、斎藤夏来「足利政権の坐公文発給と政治統合」（『史学雑誌』一一三一六、二〇〇四年）、松永和浩「室町期における公事用途調達方式の成立過程」（『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、一〇一三年、初出一〇〇六年）、川戸貴史「室町幕府明錢輸入の性格」（『歴史評論』七〇〇、一〇〇八年）、吉田賢司「武家編制の転換と南北朝内乱」（『日本史研究』六〇六、二〇一三年）など。

(9) 地域史研究のなかで御料所に触れた研究は枚挙にいとまがないが、複数の御料所を検討したものとして、稻本紀昭「室町幕府と伊勢国」（『二重大学教育学部研究紀要』三四（人文科学）、一九八三年）、『富

山県史『通史編』（一九八四年）第三章第一節の記述（熱田公執筆分）などを挙げておきたい。足利将軍家の近親の御料所については、湯之上隆「遠江国浅羽荘と比丘尼御所」（『日本中世の政治権力と仏教』思文閣出版、一九〇〇年、初出一九七五年）、大石雅章「比丘尼御所と室町幕府」（『日本中世社会と寺院』清文堂出版、二〇〇四年、初出は一九九〇年）、山家浩樹「駿河国大岡荘と足利滿詮」（『静岡県史研究』一〇、一九九四年）、川本慎目「室町期における將軍一門香火所と大徳寺養徳院」（『古代中世の政治と権力』吉川弘文館、一〇〇六年）などが挙げられる。なお、本稿では將軍家の妻妾・子息・兄弟・姉妹をあらわす用語として「近親」を選択する。「一門」という用語が使われることが多いが、斯波・細川・畠山各氏なども広義の足利一門であるうえ、「一門」だと女性がイメージされづらいように思われるからである。

(10) 篓雅博「続関東御領考」（『中世の人と政治』吉川弘文館、一九八八年）・「武家領」（『講座日本莊園史2』吉川弘文館、一九九一年）。

(11) 笠松宏至「中世關所地給与に関する一考察」（『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九六〇年）。

(12) 抽稿「室町期越中國・備前國の莊郷と領主」（『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年）。

(13) 正慶元年に一五ヶ国分の段米が播磨国円教寺へと付された際、それが「料所」と呼ばれていることや（『鎌倉遺文』三一八五九号）、後述する南御所御料所中に白布棚公事なる商売役が含まれていること、土倉酒屋役を「御料所」と呼ぶ事例もある」となどを参照。

(14) 『鎌倉遺文』二三三四九・一三五九号。

(15) 『鎌倉遺文』二九二六四号。

(16) 『鎌倉遺文』一七三三三・一七三三四・一七四四九・二二七〇

足利将軍家の莊園制的基盤（山田）

六・一五四四三号。

(17) 五味文彦「武家政権と莊園制」（註（10）『講座日本莊園史2』所収）が取り上げた徳治三年の政連諫草にみえる「料所」も、そうした意味で使われたものである。

(18) 「東寺觀智院金剛藏聖教」特三函所収「植松方重書案」。

(19) 「東寺百合文書」の函二五号。

(20) 筆者としては、先述の六波羅料所以下の事例を考慮したうえで、同様の性格の「料所」が鎌倉時代にもあったとみなすべきと考えている。なお、篓雅博は「政所料所」が鎌倉期の給主補任型関東御領に類似していた点を重視している（註（10）篓「武家領」）。たしかに、地頭職そのものを付与するのではなく、幕府がそれを手元に留保している点は類似するが、篓のいう給主補任型関東御領が用途上進を義務づけられた所領だったのかどうか、篓の挙げる史料のみではわからなかつたため、この説に対する賛否は保留しておきたい。

(21) 註（8）吉田論文。

(22) 吉田は「関東御領型の直轄領」について、地頭御家人に預所職や地頭職を与えたうえで年貢を上進させるものと理解しており、幕府が所職を手元に留保しつつ預け置き、年貢を上進させる「料所」「御料所」とは異なる、と理解しているようである。

(23) なお、擾乱以前の事例は京内とその近郊に一定の集中をみせている。奉行や馬廻などの在京料としての側面をもちあわせていたのかもしれない。

(24) この史料でみいだせる今川直氏が、同国守護今川範國次男の貞世その人であることにについては、石井進「一の谷中世墳墓群の背景としての遠江國府」（『石井進著作集 第五巻』岩波書店、二〇〇五年、初出一九九三年）によっている。

## 研究ノート

## 五一(六四)

(25) 抽稿「室町領主社会の形成と武家勢力」(『ヒストリア』二二三、二〇一〇年)。なお、ここでいう在京直臣とは、守護職をもつ大名層からいわゆる奉公衆(五番衆)クラスまでを含んでいる。

(26) 対象には公家の所領や領家職を料所化したものも含まれている([表1] 9、12、13)が、これらについては関東御領に由来する可能性も念頭に置いておく必要がある。

(27) 貞治二年に尾張国得重保が「禁裏料所」、貞治六年に越前国河北莊が「禁裏御料所」と呼ばれており(『醍醐寺文書』四六・五〇・五一号)。以下、『大日本古文書 家わけ』の諸文書については、このよう略記する)、また応安元年の室町幕府追加法九七条(応安元年六月一七日令)でも「禁裏 仙洞御料所」という表現が使用されている。

女院御料所は明徳元年(『愛知県史』五九五号(『宝鏡寺文書』))。以下、『愛知県史 資料編<sup>9</sup> 中世2』については、このように略記する)、室町殿御台の御料所は応永元年を初見とし(『大日本史料』応永元年一月一〇日条(『葛川文書』))、以後室町殿近親の「御料所」は史料上に多数確認できる。

(28) 同じ頃、摂関家でも給主を付さない当主直轄分が「御料所」と呼ばれている(『九條家文書』二八号)。同様の用法は遅れて鎌倉府や守護家へも波及していくが、その具体像についてはまだ検討が及んでいない。

(29) 以下に示す三氏の見解は、註(6)森末論文、五味文彦「在京人との位置」(『史学雑誌』八三一八、一九七四年)、家永遵嗣「足利義満における公家支配の展開と「室町殿家司」」(『室町幕府將軍權力の研究』東京大学国史研究室、一九九五年)による。

(30) 「神輿中門廻廊等造替記録」(『北野天満宮史料 古記録』所収)。

(31) 坂本麻実子「足利義満と笙」(『日本の音の文化』第一書房、一九

九四年)、豊永聰美「後光厳天皇と音楽」(『中世の天皇と音楽』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九八年)、三島曉子「將軍が笙を学ぶということ」(『天皇・將軍・地下樂人の室町音樂史』思文閣出版、二〇一二年、初出一〇一〇年)、石原比伊呂「南北朝期における足利家の笙」(『史友』四二、一〇一〇年)など。

(32) 註(6)下坂論文など。

(33) 『静岡県史 資料編 6 中世2』一二四八・五〇号(『宝鏡寺文書』)。

(34) 註(9)湯之上論文。

(35) なお「宝鏡寺文書」には、【史料<sup>3</sup>】で示した柴美濃入道跡など、寧福院殿や今御所某の所領の情報も含まれる。また、「宝鏡寺文書」からではないが、聖久の所領として備中國水田郷も確認できる(『教言卿記』応永一五年七月十九日、同一六年正月四日条)。

(36) 法尊・義運相伝分についてはそれぞれ「仁和寺文書」・「実相院文書」を、枳豆志莊が両者の「半分御知行」とされている点は『愛知県史』一五九一号(『久能木文書』)を、西今村の相伝関係については『大徳寺文書』一二五一・一二五二・一八一九・一八二一と註(9)川本論文を、丹波国山内莊については『蜷川家文書』一三三一・一三四・一三五号などを参照。満詮関係所領については、近年『大日本史料』応永二十五年五月一四日条に關係記事がまとめて翻刻され、一覽しやすくなった。このほかにも註(9)山家論文では、駿河国のいくつかの所領について良子の所領だったと推測されている。

(37) 『愛知県史』七〇五・七三一・七五一・八三七(以上、『醍醐寺文書』)・一三五三号(『満済准后日記』永享元年二月二七日条)、「東寺百合文書」又函七九号。このほか、東寺領尾張国大成莊が不知行化した際に、東寺は「さいわいニ上様御りやうのうちにて候へハ」と述

べて西御所へ返付を願つており、大成莊を含み込むような所領が彼女の所領となっていた（「東寺百合文書」ア函一一三号）。具体的には、

周辺地域の築堤を主導していた櫻江莊（村岡幹生「尾張國大成莊の国人と築堤」『ヒストリア』一二一、一九八九年）、大成莊の所在する海西郡全体、という二つの可能性が考えられる。加えて、併和氏が西御所と共謀して御料所化したという美作國真島莊（『蔭涼軒日録』文明一九年四月一五日、長享二年八月五日条）や、「西御所御代官」とされる人物が代官として入部していた備中國新見莊地頭方なども、西御所領だった可能性が高い（「最勝光院方評定引付」応永九年九月一日条（「東寺百合文書」ル函一九号）ほか）。

（38）『愛知縣史』六五一・六五二（ともに「宝鏡寺文書」）・七〇五号（「醍醐寺文書」）、『富山縣史』六九九～七〇一号（「尊院文書」）。以下、『富山縣史 史料編2 中世』に関しては、このように略記する。

（39）『富山縣史』五九一号（「教王護國寺文書」）。『蔭涼軒日録』長禄二年六月一一日・一七日・一四日条。

（40）「東寺百合文書」ヌ函八四号。

（41）なお、禁裏料所など天皇家関係のものも「御料所」と呼ばれ、そのうち備前國鳥取莊などは、棟別錢徵収を受けない所領と認識されている（「東寺百合文書」ヌ函一五三号）。天皇家関係の「御料所」を含むかたちで、「御料所」というカテゴリーが認識されていた可能性もありうると思うが、その点への判断は保留しておくことにしたい。

（42）おそらくは「御料所」であるという以上に、細かい区分をおこなう必要が必ずしもないであろう。また、越中國阿奴莊のうち中村が紀良子に、上莊が伊勢氏に掌握されていたように（「東寺百合文書」ヌ函三三〇・八四号）、そして西御所領位田保の一部に義持の知行があつたように、同一所領のなかで各人の御料所が同居するような事例

もあり、区分しづらいような側面もあったのかもしれない。

（43）（1）（3）（4）は『兵庫縣史 史料編中世八』「宝鏡寺文書」五・一三・一四号。（2）は「反町文書」一三号（『史学』三三一―一、一九五九年）で、早い段階で宝鏡寺から流出したものと思われる。

（44）詳しくは上島有『中世花押の謎を解く』（山川出版社、二〇〇四年）を参照。

（45）「宝鏡寺文書」に含まれる断簡二通を接続したもので、後欠である。註（9）湯之上論文、同大石論文参照。

（46）『看聞日記』永享一〇年三月一一日条。

（47）榎原雅治「備前國」（『講座日本莊園史』吉川弘文館、一九九九年）。

（48）年次三月九日付足利義教御内書（「宝鏡寺文書」京都大学古文書室影写本）。

（49）註（44）上島著書「五四一～五五頁」。

（50）『師鄉記』・『康富記』同年月日条。

（51）永享九年九月一四日誕生（『看聞日記』同日条）、寛正六年三月一日没（『親元日記』同日条、『蔭涼軒日録』同日条）のこの人物が義政同様に重子腹である点は、誕生・死没記事にも明示されており、間違いないところである。

（52）（4）の花押は、公家用花押のなかでも、上島が形が整っていて端正と表現した文明末期のものに近いようにみえる（註（44）上島著書）。

（53）『蔭涼軒日録』寛正三年四月一三日条。

（54）『大乘院寺社雜事記』寛正二年一〇月五日、寛正三年四月一六日条。菅原正子『中世公家の経済と文化』（吉川弘文館、一九九八年）一七二頁、西尾知己「室町期の足利氏・東大寺西室と南都」（『日本史

## 研究ノート

## 五四(一文文)

研究六一二、二〇一三年)。

(55) 『室町幕府引付史料集成 上』「御前落居記録」五六条。

(56) 善室については『満済准后日記』永享五年正月一八日条に死亡記事があり、「実相院母儀院<sup>妙雲</sup>」と記されている。彼女の住した東山妙雲院(応永末年より史料上に確認できる)は、その死後、ともに満詮女である文渢聖詮、ついで竺英聖瑞へと受け継がれたが(註(9)川本論文)、最初に継承した聖詮のほうが妹だったようであり、二人のうち聖詮のみが善室の実子だったのではないかと思われる。また、実相院義運は枳豆志莊について文書を義賢へ進じたことを持円に告げているが(『愛知県史』一五九一号〔久能木文書〕)、ここから義運が満詮の遺した文書を管理する立場にあつたことがわかる。おそらくは善室が満詮の正室、義運・聖詮がその腹に生まれた嫡男・嫡女であり、このとき下問を受けたのもそのためだったのではなかろうか。

(57) 丹生谷哲一『検非違使』(平凡社、二〇〇八年)三三五～三二九頁。

(58) なお、実相院に相伝された賀悦莊のなかで、海老名氏が近重名を領していたことがわかる(『室町幕府引付史料集成 上』「御前落居奉書」六一条)。

(59) 基本的に御料所といえば預け置かれるものと認識されているが、【史料4】に「御充状」とあるように、領内の個別所領や下級所職に関しては、充行がおこなわれているようである。この点は、とくに広域的な規模をもつ御料所について考える際に重要である。

(60) 「実相院文書」長禄三年一〇月二十五日付実相院門跡領目録二通。

前者は『富山県史』七五五号、後者は『兵庫県史 史料編中世九・古代補遺』「実相院文書」七号などにおいて、それぞれ翻刻されている。(61) 厳密にいえば、「実相院文書」中には満詮が義運へ山城国琵琶莊

を付した書状が残されている(『大日本史料』応永二五年五月一四日条所収正月一九日付足利満詮書状)。しかし義運も、処分状ではこれに触れず、譲状がないことを記すのみである。義運自身も、これを室町殿へ提出し、所領知行の正当性を主張しうるとは考えていかなかったのであろう。

(62) 『蔭涼軒日録』文正元年五月一二日条、『蜷川家文書』一三三～一三五号。

(63) なお、室町殿が承認・黙認すれば相伝可能なのはもちろんである。また、譲状の問題に関していえば、義満母の紀良子は自身の御料所について譲状をしたためており(『蜷川家文書』一三二号)、そのあたりに室町殿の実母＝直系尊属としての立場がよくあらわれているように思われる。室町殿と近親側の関係性は一様ではなく、そのあたりには注意が必要である。

(64) 美作国小吉野莊を応永一八年六月三日に請け負った「なりよし入道大觀」(『大日本史料』応永一八年難載所収の同日付成吉大觀請文

(『宝鏡寺文書』))は、京都の土倉と推測されている(三好基之「美作國」『講座日本莊園史9』吉川弘文館、一九九九年)が、成吉氏は一色氏被官としてみえる一族である。請文に、年貢を無沙汰した場合について「その時<sup>〔異議〕</sup>いき申候ハヽ、たんこのしゆこ殿おほせつけ、御さいくわあるべく候」と書かれているが、その点も丹後守護一色氏の被官であることを裏づけていよう。

(65) 棚橋光男「嘉吉の乱に関する一史料」(『中世成立期の法と國家』) 塙書房、一九八三年、初出一九七八年)。

(66) 現段階では、『細川家文書 中世編』三三号「備後国御料所分注文」の所々や「丹後国田数帳」(宮津市史 史料編第一卷)所収)にみいだせる「御料所」などに、再考の余地があると考えている。また、

たびたび触れている「越中國棟別免除在所注文」では、最終的に徵収しなかつた所領として大名の知行下にある所領を数多く挙げており、そのなかにも彼らが御料所として預かっている所領が含まれていると考えられる。

(67) 『群書類從 第二六輯 雜部』所収。

(68) 抽稿「摂津國中島と河内国十七ヶ所・八ヶ所」(『ヒストリア』一二三、一〇一〇年)。なお、同じ日に満家・細川持之が義教に申し入れた(『満済准后日記』永享元年一二月一五日条)三ヶ所のうち、讀

岐国南条山も御料所として確証がある。残る摂津國橘御園・南郷についても御料所の可能性があるが、ともに著名な所領であるにもかかわらず地頭職の推移に不明瞭な部分が多く、断言は避けておきたい。

(69) 経済的意味があるのはもちろんだが、そもそも守護分国支配の拠点としうる地が歴史的経緯により限定されていたことも考慮しておく必要がある。その点については、以前に「南北朝期の守護論をめぐって」(『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年)で触れ、註(12) 抽稿で越中・備前両国について具体的に述べた。

(70) 阿奴莊については、『富山県史』五九三～五九五号(以上「仁和寺文書」)。朝山郷については、正長元年(一四二八)の朝山清綱申状(『朝山文書』京都大学古文書室影写本)に「右出雲国朝山郷、為重代相伝之本領、応永元年まで当知行雖無相違、被召放為御料所間、不及愁訴候之処也。」とある。

(71) 『大社町史 史料編古代・中世』などをみると、明徳二、四年に高詮が出雲国内に多くの発給文書を残していることがわかる。明徳四年には伊予河野氏が伯耆への発向を命じられるなど(『伊予史料集成』3 河野家文書 七九号)、山名氏勢力の追討はまだ終わっていないようであり、少なくともこの頃まで明徳の乱後の在国が続いていたと

考えられる。

(72) 『愛知県史』七〇五・七二二号(ともに「醍醐寺文書」)。

(73) 応永元年に「御台御料所」として検出される山城国久多莊は鎌倉時代以来の足利家領として知られる所領である。また、第一章で触れた山城国植松莊のうち西莊は、応永に入つてからも御料所だったと考えられている(池田好信「山城国」(『講座日本莊園史7』吉川弘文館、

一九九五年))。

(74) 註(25) 抽稿。

(75) 『満済准后日記』正長一年九月三日条。

(76) この点については、註(7) 田中論文六八二頁などでも簡単に記されている。

(77) 中郡莊については『岩瀬町史 通史編』(一九八七年)を参照のこと。このほか常陸国石井郷半分が検出される(『茨城県史料 中世編II』「税所文書」九号)ほか、佐竹義憲が「京進御急」としつつ、御料所年貢五貫文の進納を求めている事例(『茨城県史料 中世編IV』「阿保文書」五号)なども興味深い。

(78) その初出は、応永六年に山城国を「料所」として京極高詮に預け置いた事例である(『戦国大名尼子氏の伝えた文書 佐々木文書』八五号)。なお、山城国については、下つて文明年間に「御料国」化されたことが有名である(重厚な研究史をもつが、ここでは田中淳子「山城国における「室町幕府―守護体制」の変容」(『日本史研究』四六六、二〇〇一年)を擧げるにとどめる)。高詮以降応仁・文明の乱までの時期については、山城国守護職が「御料国」であった(時期を含む)可能性はあるが、確実なことはいえない。

(79) 『大日本史料』応永七年七月六日条(『薩藩旧記』前集第一三)。

なお、日向国と室町幕府の南北朝期以来の関係については山口隼正

## 研究ノート

## 五六(一)

「前期室町幕府による日向国の「料国」化」(『日本歴史』三二一九、一九七五年)を参照のこと。

(80) 『大日本史料』応永九年五月一四日条(「市河文書」)。

(81) 『小早川家文書』「小早川家証文」三一八号。この文書は年次で、

註(78) 田中論文は応永一〇年とするが、近年市川裕士は応永一一年と比定している(市川「安芸守護山名氏の分国支配と地域社会」『史学研究』二七九、一〇一二年)。

(82) 『教言卿記』応永二三年四月五日条。ただし実際には、結局山名

氏の斡旋もあって閏六月一日には返付されたようである(『教言卿記』同日条)。

(83) 『益田家文書』九八、五一八、五三〇号。

(84) 『満済准后日記』永享元年一〇月一五日、同二年一二月一四日条。

(85) 註(5) 桑山著書一二二頁。桑山の使用した史料は、『蜷川家文書』二九号である。

(86) 『蜷川家文書』五五号。なお、同文書について田中淳子は、伊勢氏への進上分を示すものとし、「御料所についての注文ではない」と

している(田中「戦国期室町幕府の御料所支配」『年報中世史研究』二四、一九九九年)。しかし、田中の指摘する山城国稻八妻のほか、

若狭国富田郷もこの頃に御料所であることは確実であり(『親元日記』

寛正六年八月一日条)、同郷と同時に親元を代官とした木津莊にも

その可能性は十分にある(同年三月二三日条)。したがって、伊勢氏

への進上分であるからといって、御料所についての注文でないとはいえない。政所伊勢氏の司る御料所経済と伊勢氏自身の家政の区分も、

曖昧であったのかもしれない。

(87) このうち、将軍家周辺の消費が過小評価である点については、すでに註(6)今谷「室町幕府の財政と莊園政策」も指摘している。

(88) 『寝屋川市史』三三九号(「嶋頭文書目録」)。以下、『寝屋川市史第三卷』中世史料編・編年史料に関しては、このように略記する。

八ヶ所領主の変遷に関しては、註(68)拙稿。

(89) 『満済准后日記』応永三年九月一六日条。

(90) 『寝屋川市史』四八六(「守光公記」永正一〇年一二月二三日・三〇日条)・五〇二号(『後鑑』所収「伊勢家記」)。

(91) 『蔭涼軒日録』寛正二年一二月二六日条。

(92) 前掲註(64)成吉大観請文。

(93) 『静岡県史 資料編6 中世二』二〇一〇号(「宝鏡寺文書」)。

(94) 『寝屋川市史』二八三号(「応永年中旧記」)では、給主山下性元

が「于時富貴豊饒・財宝充满、公家武家無隱潤屋之仁也」といわれている。

(95) 『室町幕府引付史料集成 上』「同事記録」延徳二年九月一五日条。東寺への寄進については『愛知県史』三六二号、伊勢氏への回収

についても同六一〇号(ともに「東寺文書」)。年貢額は永和三年の名寄帳二冊(『愛知県史』三〇七(「宮内庁書陵部所蔵文書」)・三〇八号(「東寺百合文書」モ函二号))による。なお、至徳二年の嶋田兼将

の請額が三〇〇貫だったように(『愛知県史』四六八・四七一号(「東寺百合文書」ミ函五〇号・セ函二号))、東寺領だったあいだに進上

された年貢はそれより少ないようだが、同郷を現地で管理する彦部氏・嶋田氏の収入となっていたのではないか。「山中莊は幕府が

東寺に寄進したとはいえ、まさにそれは年貢・所当のみ寄進したものであり、下地支配権は料所のそれとして留保していた」とする所理喜

夫(『徳川將軍權力の構造』吉川弘文館、一九八四年、二五頁)の指摘も参考のこと。

(97) 『蜷川家文書』二二六号。

- (98) 『蔭涼軒日録』文明一九年四月一五日条。
- (99) 前掲註（93）。
- (100) 『満済准后日記』永享五年一一月一八日条。
- (101) 『富山県史』七〇一・七一八・七三三号（すべて「尊院文書」）。
- (102) 前掲註（66）「丹後国田数帳」。
- (103) 天竜寺の寺門領が錢換算で八一〇〇貫余（拙稿「天竜寺領の形成」『ヒストリア』二〇七、二〇〇七年）、禁裏料所が「都合四千貫許數」（建内記）嘉吉元年九月一四日条）、とされ、伏見宮家の分限が「千四五百貫數」（看聞日記）永享九年正月一九日条）とされているが、これらは比較的収入が多いほうの事例である。
- (104) 桑山がつねに意識していた、近世権力の蔵入地との格差はいうまでもない。また、院政期の天皇家や、鎌倉幕府と比較しても、潤沢といえるかどうか微妙ではなかろうか。
- (105) 『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』追加法一四六〇一五〇条。
- (106) 『満済准后日記』永享二年一〇月一〇日条。栄子への進上分は、政所への進上分とは別枠と判断した。なおこの記事には、さらにこれと別に日野宗子（義教正室）への進上分を確保しようとする動き（主体は日野家関係者であろう）があったことが示されているが、その動きには義教も反対しており、実現しなかったと考えられる。
- (107) 本文中で詳しく触れなかったが、義持期以降に新たに御料所化される所領も当然あった。とくに、それなりの規模の所領（群）が闕所となつた場合、御料所にされる傾向があるよう感じられる。早い事例としては、応永二二年に畠山貞清が小笠原満長子息と争つて没した後に御料所とされた河内国八ヶ所が挙げられる（註（68）拙稿）。
- 嘉吉の乱後の摂津国中島や播磨国東三郡（『斎藤基恒日記』嘉吉元年

足利将軍家の莊園制的基盤（山田）

五七（一六六五）

(108) ここでいう「足利将軍家」も、本文中と同様、近親を包含するかたちで用いている。世襲的権力者の家族全体を支配体制のなかに位置づける視角は、天皇家などの諸莊園領主について論じる際には当たり前となっているが、これまでの室町幕府研究では不十分だったようと思われる。本稿はそうした視角の必要性を強調するものもある。

(109) 『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇 上』一三〇〇号（「宝鏡寺文書」）。